

新入社員等の 安全衛生教育

～「雇入時等の教育」と見なされます～

※ 写真入修了証を発行

大阪労働局より、製造業において、経験年数の短い未熟練労働者（パート・アルバイト等を含む）の労働災害が増加していることから、労働安全衛生法第59条第1項及び第2項（雇入れ時等における安全衛生教育）の趣旨も踏まえ、未熟練労働者を対象とした安全衛生教育の実施の要請がありました。

○平成28年7月26日付け大労基発0726第2号

○平成28年6月16日付け基安安発0616第4号

この要請を踏まえ、講習会を実施しますのでご参加願います。

なお、上記の義務を履行しない場合には、法違反となるだけではなく、労働災害が発生した場合には、安全衛生配慮義務違反として、民事的な損害賠償責任を負うおそれがあります。（労働契約法第5条）



- 対象者 新規雇入労働者・作業配置換え労働者等経験年数の短い労働者
- 日時 平成30年**6月20日**（水） 9時30分～16時30分
- 会場 エル・おおさか南館（大阪府立労働センター）11階当連合会常設講習会場
大阪市中央区石町2丁目5番3号（地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋駅」から西へ300m）

- 内容 『★職場にはさまざまな危険がある★「かもしれない」で危険を意識する★安全な作業は正しい服装から★決められた作業手順を守る★4S・5Sの励行で安全を高める★安全な作業をみんなで実施する★もし異常事態や労働災害が発生したら』等について、企業で長年安全衛生実務に従事した人気熟練講師が、災害事例等を踏まえ、分かりやすく説明します。

- 講師 大阪労働基準連合会講師 **富田 勉**氏（写真右）
- 講習修了者には「修了証」（薄型プラスチック製カード）を交付します。
- 受講料（テキスト代・消費税を含む）

会員 7,344円

一般 8,424円

会員大阪労働基準連合会・支部・労働基準協会会員

- 申込要領 当連合会ホームページをご覧ください。
- 申込書 裏面をご覧ください。（平成30年3月12日より受け付け開始）



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関〈登録第1号〉

公益社団法人 **大阪労働基準連合会**

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階 TEL 06-6942-7401



予約済の方は次の何れかに○印をつけてください。 <input type="checkbox"/> 電話予約 <input type="checkbox"/> インターネット予約	受講希望日	平成 年 月 日
--	-------	----------

未熟練労働者の安全衛生教育 申込書・修了者台帳 新入社員等安全衛生教育

※ 修了証番号		※ 修了証交付年月日		※ 受付番号		
ふりがな				写真について 3.0cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内に 撮影した上三分身無 背景正面脱帽のもの。 (裏面に氏名を記入)	写真貼付 	のりづけ
氏名						
生年月日	昭和・平成	年	月			
現住所	〒 _____ 携帯又は TEL ()					
勤務先	会社名	TEL ()				
	所在地	〒 _____				
連絡先	担当者名	部課名		TEL ()		
備考						

(公社) 大阪労働基準連合会長 殿

平成 年 月 日

(注) 1. 本様式は、A4版サイズで提出してください。

※印欄は記入しないこと。

《個人情報について》この受講申込書でご提供いただいた個人情報は、当連合会の受講者資料として適正に管理し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

大基連使用欄	<申込方法> 窓口 ・ 郵便 ・ 現金 ・ 振込 ・ 残付送料
--------	---------------------------------